池袋本町小学校及び池袋中学校付近の旅館業営業許可申請について

1. 本件概要

池袋本町小学校及び池袋中学校付近で旅館営業許可申請が行われ、池袋保健所長から教育委員会宛に、学校の清純な施設環境が著しく害される恐れがあるか否かについて別紙1のとおり意見照会が行われたため、学校長からの意見(別紙2)を踏まえ、別紙4「旅館業営業許可について(回答)」のとおり回答いたしたい。

なお、本件は、令和元年12月開催の教育委員会定例会にて協議した施設の営業譲渡に 伴う申請である。

2. 旅館営業許可の概要

(1) 照会の根拠(旅館業法第3条第4項)

旅館業を営業するためには、保健所の許可が必要となる。許可にあたっては、旅館業に 係る施設の周囲おおむね 100 メートル以内に学校、図書館児童福祉施設等がある場合、<u>施</u> 設を所管する首長又は教育委員会の意見を求めなければならない。

- (2) 意見照会の対象となる施設(旅館業法第2条)
 - 旅館・ホテル
 簡易宿所
 下宿

本施設は、①の旅館・ホテルである。旅館・ホテルとは、施設を設け、宿泊料を受けて、 人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものを指す。

3. 当該施設の概要

別紙1「旅館営業許可について(照会)」のとおり。

(1) 学校からの見通し

当該施設は池袋本町小学校及び池袋中学校敷地の北東側約56メートルに位置する。学校 との間には、中低層の住宅が複数あることからと学校から当該施設を見通すことはできな い。

(2) 施設周辺の状況

付近は、戸建て住宅及び集合住宅からなる住宅地であり、都市計画道路補助82号線に面している。用途地域は近隣商業地域であり、周辺道路は通学路には指定されていない。

4. 令和元年度の教育委員会回答

別紙3のとおり

5. 教育委員会回答案

別紙4「旅館営業許可について(回答)」(案)のとおり。